

↳ リース取引における会計処理の変更

Q : リース費用の取扱いが変更になり、賃貸借処理から売買処理へ変更しなければなりません、どのように変更したらいいのですか？

A : リース取引を開始した日にリース資産を購入したものとみなし、既に計上したリース料とリース資産の減価償却費等との差額を特別損益として処理します。

【解説】

リース会計基準が改正され、平成20年4月1日以後に締結するリース取引は、売買があったものとして処理をすることとなっていますが、平成20年3月31日までに取引を開始しているリースについても、上場会社等一定の会社については、新会計基準適用初年度に賃貸借処理から売買処理へ変更しなければならないこととされています。

ところで、ご質問の賃貸借処理から売買処理へ変更した場合の会計処理ですが、これについては、原則として、リース取引を開始した日にリース資産を購入したものとみなし、既に計上したリース料とリース資産の減価償却費等との差額を特別損益として処理することとされており、リース会計基準の適用指針では、「過年度の減価償却費+過年度支払利息-過年度支払リース料」を特別損失として計上する仕組みを明らかにしています。

なお、特別損益に計上した費用又は収益についての税務上の取扱いは、まだ明らかにされておらず、今後明らかにされると思われま

